

国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する法律及び政令

法律名	所管省庁	条・項・号	「独立行政法人」とみなすことによる効果
国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律	法務省	第2条第4項、第6条の3、第7条第1項及び第4項、第8条、第9条	国立大学法人の業務に関する訴訟等の遂行に当たって、一定の場合には法務大臣の関与が行えるようになる。
博物館法	文部科学省	第2条第1項、第29条	同法において定義される博物館から国立大学法人等が設置するものは除かれるとともに、国が国立大学法人等の設置する博物館の事業に類する事業を行う施設に対し指導又は助言を行うことができるようになる。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第47条第1項	国土交通大臣が国立大学法人等に対して、海洋の汚染の防止等に関し、資料又は情報の提供など必要な協力を求めることができるようになる。
航空・鉄道事故調査委員会設置法	国土交通省	第18条	委員会が事故等調査を行うに当たって、国立大学法人等に資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるようになる。
基盤技術研究円滑化法	総務省	第7条第1号及び第11条第1号	通信・放送機構の業務のうち、通信・放送基盤技術に関する試験研究の委託対象から国立大学法人等が除外される。
国際緊急援助隊の派遣に関する法律	外務省	第4条第7項・第8項、第5条第1項	文部科学大臣が、国立大学法人等の職員に国際緊急援助活動を行うよう要請することができるようになる。
多極分散型国土形成促進法	国土交通省	第3条、第4条第1項、第2項及び第6項	国が、国立大学法人等の主たる事務所の新設又は移転に当たっても、多極分散型国土の形成について配慮することとなる。
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	総務省	第9条第2項第3号、第27条	国立大学法人等が業務の遂行に必要な範囲内で処理情報を使用する場合に、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用できるようになる。
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	内閣官房	第31条	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が、国立大学法人等に対しても資料の提出その他の協力を求めることができるようになる。
行政機関が行う政策の評価に関する法律	総務省	第15条第2項第1号	国立大学法人等は総務省が行う政策評価に関連した調査の対象になる。
都市再生特別措置法	内閣官房	第10条、第19条第2項から第5項まで	都市再生本部が協力を求めることができる対象に国立大学法人等が含まれることとなる。
知的財産基本法	内閣官房	第30条	知的財産戦略本部が協力を求めることができる対象に国立大学法人等が含まれることとなる。
構造改革特別区域法	内閣官房	第39条	構造改革特別区域推進本部が協力を求めることができる対象に国立大学法人等が含まれることとなる。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	厚生労働省	第15条第1項第3号ロからニまで	国立大学法人等は機構が行う斡旋事業の対象となる。
医療法	厚生労働省	第7条の2第6項	病床数増加等の際の厚生労働大臣との協議が義務づけられる。
国家公務員倫理法	総務省	第42条	国立大学法人等は、国等に準じて、必要な施策を講ずるようすることが義務付けられる。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	環境省	第1条、第2条第2項、第3条第1項、第6条第1項・第2項、同条第3項・第4項、同条第6項、第7条第1項、同条第3項・第4項、第8条、第9条、第11条	国立大学法人等は同法の適用と対象となる。
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	国土交通省	第1条、第2条第1項・第2項、第6条、第10条、第11条、第14条、第15条第1項・第2項、同条第3項・第4項、同条第7項、第16条、第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項	国立大学法人等は同法の適用と対象となる。
電波法	総務省	第104条第1項	文部科学大臣及び総務大臣が指定する国立大学法人等については、免許申請手数料等を免除される。
博物館法施行規則	文部科学省	第18条及び第21条	文部科学大臣及び総務大臣が指定する国立大学法人等については、免許申請手数料等を免除される。